

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日)

## 目次

- ◇告 示 土地改良区の役員就退任
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業計画の適否の決定 (二件)
- 土地改良事業の認可
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 土地改良法による換地計画の適否の決定

## 告 示

### 鳥取県告示第四百七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届

出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十三年五月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 久米土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事	河本 英隆	倉吉市福光四一九番地
"	岩本 壽明	横田一一八番地三
"	柴山 正行	六八六番地
"	河田 鐵雄	三江一五五番地
"	野谷 貞一	四六四番一地
"	野山 堯	三九八番地
"	西山 榮太郎	福本一五〇番地の五
"	石井 毅	福富二一九番地
"	田中 敏男	上米積八一五番地の二
"	藤井 毅治	上福田二九〇番地
"	石田 博美	服部七四五番地
"	宮坂 登喜雄	一五九番地
"	山根 勝美	櫻四二九番地
"	門脇 馨	岡一七六番地
"	稲毛 光明	福積一〇六番地
"	徳田 早苗	福光四四二番地
"	松島 文夫	福本一二五番地
"	田村 範幸	服部二三二番地
監事		

任期満了により退任

久米土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事	河本英隆	倉吉市福光四一九番地
"	岩本壽明	横田一一八番地三
"	柴山正行	六八六番地
"	河田鐵雄	三江一五五番地
"	野谷貞一	四六四番一地
"	野崎純弘	四五六番地
"	西山榮太郎	福本一五〇番地の五
"	清水昭	尾田一七五番地
"	田中敏男	上米積八一五番地の二
"	藤井毅治	上福田二九〇番地
"	石田博美	服部七四五番地
"	田村範幸	二三二番地
"	山根勝美	櫻四二九番地
"	門脇馨	岡一七六番地
"	稲毛光明	福積一〇六番地
監事	徳田早苗	福光四四二番地
"	松島文夫	福本一二五番地
"	高木敏志	服部六八五番地

昭和五十三年三月十五日開催の総代会において総選挙の結果当選し、昭和五十三年三月十九日就任 任期四年

千代土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 森下俊治 鳥取市倭文二二三番地の一  
 昭和五十三年二月十九日死亡により退任

細川土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 山根尚義 岩美郡福部村細川二七九の一  
 昭和五十三年三月十七日自己の都合により退任

細川土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 岸根久 岩美郡福部村細川二九六  
 昭和五十三年三月二十四日開催の通常総会において理事補欠選挙の結果  
 当選し、同日就任任期昭和五十四年十一月十九日まで

丹比土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事	大村湊男	八頭郡八東町大字富枝四五〇番地
"	植田繁道	志谷七八〇番地
"	坂本賢章	中二八六番地
"	宮城博	用呂一、二六一番地
"	澤田晋	一、三一二番地
"	澤田俊夫	八二九番地

昭和五十三年三月二十日総辞職により退任

丹比土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事	藤田孝忠	八頭郡八東町大字中一〇九番地
	植田繁道	志谷七八〇番地
	坂本賢章	中二八六番地
	宮城博	用呂一、二六一番地
	澤田晋	一、三一二番地
	澤田俊夫	八二九番地
	矢部賢禹	一、二七七番地
	太田文蔵	富枝二二〇番地一

	矢部賢禹	一、二七七番地
	矢部久雄	富枝四六一番地
	田中浅三	北山四五番地
	稲田馨	三七九番地
	藤田孝忠	中一〇九番地
	藤田昇	一一〇番地
	山根嘉久	富枝二七七番地
	秋山一成	志谷七八一番地
	川尻壽賀雄	七四四番地
監事	山根弘己	用呂七五二番地
	松葉淳	中一六五番地
	山田潔	富枝四五八番地

北谷土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事	福井勝茂	倉吉市福富一一九番六地
	野島虚雄	沢谷一六七番地
	高岡諦夫	福富三二三番地
	椿忠	杉野二〇六番地
	政次弘武	中野二〇九番地
	藤戸義輝	福本一一八番地
	尾崎正勝	志津三三一番地
	野島米則	沢谷一三〇番地
	金居玄之吉	杉野一七六番地

	石塚好雄	北山四五番地
	稲田馨	三七九番地
	山田潔	富枝四五八番地
	藤田昇	中一〇九番地
	山根嘉久	富枝二七七番地
	秋山一成	志谷七八一番地
	川尻壽賀雄	七四四番地
監事	山根弘己	用呂七五二番地
	松葉淳	中一六五番地
	大村湊男	富枝四五〇番地

昭和五十三年三月二十日開催の通常総会において役員選挙の結果当選し、  
昭和五十三年三月二十一日就任 任期三年

藤井秀雄 中野一七四番地  
 監事 野島重寿 福富一七三番地  
 " 佐々木博宗 中野一七七番地  
 任期満了により退任

北谷土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 福井勝茂 倉吉市福富一九番六地  
 " 野島栄則 沢谷一三〇番地  
 " 高岡諦夫 福富三二三番地  
 " 尾崎正勝 志津二三一番地  
 " 野島虎雄 沢谷一六七番地  
 " 椿忠 杉野二〇六番地  
 " 松島文夫 福本一二五番地  
 " 徳永富幸 中野二一一番地  
 " 藤井秀雄 一七四番地  
 " 金居亥之吉 杉野一七六番地  
 監事 野島重寿 福富一七三番地  
 " 笠見一明 中野一七七番地

昭和五十三年三月三十一日開催の総会において総選挙の結果当選し、昭和五十三年四月十一日就任 任期四年

本郷土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 生田豊 日野郡日野町本郷二七六番地  
 " 川上義治 八二三番地  
 " 宮田伸士 八四三番地  
 " 柴田岸雄 四四七番地  
 " 松本保人 一、四七〇番地  
 " 石田義夫 下榎四五番地一  
 監事 宮田伝 本郷七九五番地  
 " 松本章 八六〇番地  
 任期満了により退任

本郷土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 舟越克紀 日野郡日野町本郷四〇八番地  
 " 川上義治 八二三番地  
 " 松本節哉 一、四一四番地  
 " 稲田照範 七八六番地  
 " 生田実 二七九番地  
 " 谷口茂 下榎二二一番地  
 監事 松本章 本郷八六〇番地  
 " 宮田格夫 八〇九番地

昭和五十三年三月二十五日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、昭和五十三年四月一日就任 任期二年

箕蚊屋土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	若松宗知	米子市古豊千六四番地一
"	村瀬秀治	" 二本木五六四番地
"	益田信夫	西伯郡日吉津村大字富吉一、一一〇番地
"	森田幾蔵	米子市河岡七〇一番地
"	井川定夫	西伯郡淀江町大字佐陀五四三番地
"	番原通弘	米子市下新印一七七番地
"	今中満通	" 吉岡一九四番地
"	大橋宗春	西伯郡岸本町吉長三五〇番地一
"	坂金一彦	米子市浦津六六番地
"	小原俊	" 一部一二番地
"	高橋十	" 上新印二九三番地
"	塚谷正之	" 今在家一四五番地
"	横山金近	" 蚊屋一六八番地一
"	橋田正勝	西伯郡日吉津村大字日吉津六四〇番地
"	植田森男	米子市古豊千六五四番地
"	池田定夫	西伯郡日吉津村大字日吉津三六〇番地
"	石脇銀市	米子市赤井手二一三番地三
"	松本弘	" 東八幡九八番地五
監事	内田嘉一	" 下新印五〇二番地三
"	妹尾晋	" 二本木二七二番地
"	林徳喜	西伯郡淀江町大字佐陀一四八番地二
"	河本愨也	米子市古豊千二六六番地

勝部 晃

任期満了により退任

箕蚊屋土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	若松宗知	米子市古豊千六四番地一
"	村瀬秀治	" 二本木五六四番地
"	塚谷正之	" 今在家一四五番地
"	益田信夫	西伯郡日吉津村大字富吉二〇〇番地
"	坂金一彦	米子市浦津六六番地
"	大橋宗春	西伯郡岸本町吉長三五〇番地一
"	柘幸雄	" 遠藤二六番地
"	中本武志	米子市尾高一四二七番地
"	尾村英夫	西伯郡日吉津村大字日吉津六九七番地
"	植田森男	米子市古豊千六五四番地
"	森田幾蔵	" 河岡七〇一番地
"	松本弘	" 東八幡九八番地五
"	林徳喜	西伯郡淀江町大字佐陀一四八番地二
"	池田定夫	" 日吉津村大字日吉津三六〇番地
"	今中満通	米子市吉岡一九四番地
"	番原通弘	" 下新印七七七番地
"	倉田繁夫	" 一部三六九番地三
"	洞鏡吉	" 蚊屋四六番地
"	高橋十	" 上新印二九三番地

西村 功 赤井手一九七番地一  
 監事 深田 豊 西伯郡日吉津村太字今吉二八二番地  
 河本 愨也 米子市古豊千二六六番地

妹尾 晋 二本木二七二番地

田中 利行 西伯郡岸本町吉長二七九番地

松田 弘 米子市下新印一〇三番地一

昭和三十五年三月二十五日開催の通常総代会において選任され、昭和五十三年四月五日就任 任期四年

淀江宇田川地区土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 森田 伸一 西伯郡淀江町大字淀江七二九番地

昭和五十三年三月二十五日開催の通常総代会において補欠選任され昭和五十三年三月二十六日就任 任期昭和五十四年十月十四日まで

若土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 山本 梅敏 倉吉市鴨河内四六九番地

向井 幸樹 一、〇五一―一番地

末田 実夫 一、〇〇八番地

末田 近造 一、〇〇五番地

黒田 常夫 一、二二七番地

山本 整 四六九番地

猪川 良徳 一、〇七八番地

馬西 明德 一、一〇五番地

西村 進 四〇二番地  
 任期満了により退任

若土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 山本 梅敏 倉吉市鴨河内四六九番地

向井 幸樹 一、〇五一―一番地

末田 実夫 一、〇〇八番地

末田 近造 一、〇〇五番地

山本 整 四六九番地

岡本 民栄 一、一〇五―一番地

多賀 末廣 一、一六三番地

猪川 良徳 一、〇七八番地

馬西 明德 一、一〇五番地

西村 進 四〇二番地

昭和五十三年三月十九日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、昭和五十三年四月十日就任 任期四年

福部土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 小谷 政美 岩美郡福部村湯山一四三五の一

昭和五十三年三月十五日一身上の都合により退任

福部土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理 事 橋 本 俊 明 岩美郡福部村湯山一一六

昭和五十三年三月二十二日開催の通常総代会において理事補欠選挙の結果当選し、同日就任 任期昭和五十六年八月十六日まで

大井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 根 幸 一 鳥取市湖山町北一丁目三八二

昭和五十三年三月三日一身上の都合により退任

大井手土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理 事 木 下 竹 藏 鳥取市湖山町北六丁目二七五

昭和五十三年三月二十四日開催の理事補欠選挙の結果当選し、昭和五十三年四月一日就任 任期昭和五十四年三月三十一日まで

鳥取県告示第四百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大栄町土地改良区の定款の変更を昭和五十三年五月十三日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年五月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百七十五号

昭和五十三年四月十日付けで北条町から申請のあった土地改良（弓原地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年五月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年五月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百七十六号

昭和五十三年四月五日付けで大栄町から申請のあった土地改良（下種地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年五月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年五月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百七十七号

船岡町から申請のあつた町営土地改良（松尾地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年五月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年五月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百七十八号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良（今吉地区農業用排水）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年五月十五日認可したので、同

法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十三年五月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百七十九号

昭和五十三年二月四日付けで東伯町から申請のあつた福永地区福永工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年五月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年五月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】